

参 考 資 料

1. 沖縄県の子どもの貧困に関する指標・・・・・・・・・・ P1
2. 子どもの貧困に関する法律等・・・・・・・・・・ P3
3. 沖縄県における子どもの貧困対策推進計画に係る検討状況・・ P7
4. 国及び沖縄県の関連施策・・・・・・・・・・ P10
5. 沖縄振興審議会における大臣及び知事の発言・・・・・・・・ P17

1. 沖縄県の子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困に関する指標（沖縄県の状況）

- 沖縄県は、非正規の職員・従業員率が全国1位であり、1人当たり県民所得は全国で最も低い。
- 子どもの貧困率が高くなる母子世帯の出現率は、全国平均の約1.9倍で全国1位。
- 低所得者世帯を対象とする施策を見ると、生活保護率は全国6位だが、児童扶養手当の受給率は全国1位。

	指標	沖縄	全国	順位
①	1人当たり県民所得(千円)(H23)	2,018	2,682	1(最少)
②	非正規の職員・従業員率(％)(H24)	44.5	38.2	1
③	母子世帯出現率(％)(H22)	2.72	1.46	1
④	生活保護率(‰)(H26. 3)	23.75	16.93	6
⑤	就学援助率(％)(H25)	19.65	15.42	10
⑥	児童扶養手当受給率(H25)	1.64	0.84	1

<母子世帯の収入状況>

(全国：平成23年11月現在、沖縄県：平成25年11月現在)

	沖縄	全国
自身の年間就労収入	155万円	181万円
世帯の年間総収入	259万円	291万円

<進学率>

(平成27年5月現在)

	沖縄	全国	順位
高校進学率	96.4%	98.5%	1(最少)
大学・短大進学率	39.8%	54.5%	1(最少)
専修学校進学率	26.6%	16.7%	1

(出典：沖縄県HPより（一部沖縄県より提供資料）)

各指標の都道府県順位

①1人当たり県民所得(少ない順)

(平成23年度)

	都道府県		都道府県
1	沖縄県	2,018千円	6 福島県
2	高知県	2,199千円	7 青森県
3	宮崎県	2,208千円	8 長崎県
4	鳥取県	2,232千円	9 岩手県
5	秋田県	2,319千円	10 島根県

④生活保護率

(平成26年3月現在)

	都道府県		都道府県
1	大阪府	34.24‰	6 沖縄県
2	北海道	31.85‰	7 青森県
3	高知県	28.30‰	8 東京都
4	福岡県	25.92‰	9 長崎県
5	京都府	24.21‰	10 鹿児島県

②非正規の職員・従業員率

(平成24年10月現在)

	都道府県		都道府県
1	沖縄県	44.5%	5 鹿児島県
2	北海道	42.8%	7 奈良県
3	京都府	41.8%	8 埼玉県
4	大阪府	41.3%	9 山梨県
5	福岡県	40.0%	10 千葉県

⑤就学援助率

(平成25年度)

	都道府県		都道府県
1	高知県	25.37%	6 東京都
2	大阪府	25.21%	7 広島県
3	山口県	24.61%	8 鹿児島県
4	北海道	23.06%	9 京都府
5	福岡県	22.62%	10 沖縄県

③母子世帯出現率

(平成22年度)

	都道府県		都道府県
1	沖縄県	2.72%	6 和歌山県
2	宮崎県	2.11%	7 鹿児島県
3	北海道	2.06%	8 長崎県
3	青森県	2.06%	8 福岡県
5	高知県	2.00%	10 佐賀県

⑥児童扶養手当受給率

(平成25年度)

	都道府県		都道府県
1	沖縄県	1.64%	6 北海道
2	宮崎県	1.32%	7 福岡県
3	青森県	1.25%	8 和歌山県
4	高知県	1.18%	8 熊本県
5	鹿児島県	1.14%	10 佐賀県

2. 子どもの貧困に関する法律等

○子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）（P4）

○子どもの貧困対策に関する大綱（概要）（P4-6）

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)
(平成26年1月17日施行)

現状・背景

- 子供の貧困率
16.3% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年(15.7%))
- 子供がいる現役世帯のうち一人が一人の貧困率
54.6% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年(50.8%))
- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率
90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省/文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

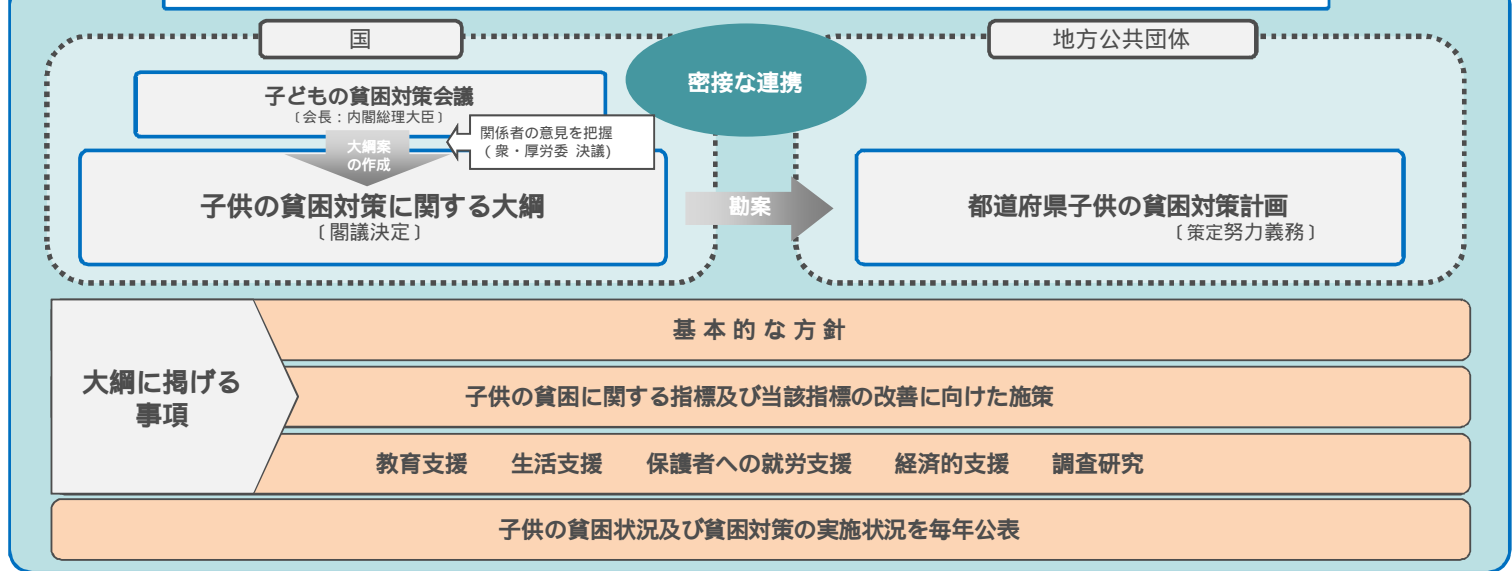
目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

子供の貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



子供の貧困対策に関する大綱について (平成26年8月29日閣議決定)

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
 - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
 - 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
 - スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
 - ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率: 80.6% (正規39.4% 非正規47.4%)
・父子家庭の就業率: 91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)
 - 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
・きめ細かな学習指導による学力保障
・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
・高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
- 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学金給付金 (奨学のための給付金) 制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目のない支援等 / 住宅支援

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

3. 沖縄県における子どもの貧困対策推進 計画に係る検討状況

沖縄県における子どもの貧困対策推進計画に係る検討状況

子どもの貧困対策推進計画の概要

○計画の位置付け

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項に基づき、都道府県が策定する子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画

○計画の内容

①教育に関する支援 ②生活に関する支援 ③保護者の自立を図るための就労の支援 ④経済的支援
⑤調査及び研究等

○計画期間（沖縄県における予定）

平成28年4月から平成33年3月までの5年間

沖縄県における検討体制

沖縄県子どもの貧困対策推進会議

計画の検討及び計画に基づく施策の推進のため、知事、副知事、子ども生活福祉部長等により構成。

（開催経過）

第1回（H27.8.21）策定方針の検討、第2回（H27.9.11）関連事業の検討

沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会

子どもの貧困の実態や必要な施策の意見聴取を行い、計画に盛り込む施策の参考にするため、学識経験者、教育・福祉関係者等により構成。

（開催経緯）

第1回（H27.7.28）県からの現状の説明等

第2回（H27.8.19）・第3回（H27.9.15）委員からの支援策のプレゼンテーション等

第4回（H27.10.16）各委員による提言のとりまとめ → 検討会から知事への提言書手交（H27.11.2）

※今後、県において計画の素案をとりまとめ、検討会で検討を行ったうえで平成28年3月に決定予定。

提 言 書（概要）

子どもの貧困対策推進計画（仮称）に盛り込むべき施策等について
沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会

〔子どもの貧困対策の視点〕

- 子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体の問題として取り組むこと
- 子どもの貧困対策推進計画（仮称）において、数値目標を設定すること
- 貧困の連鎖を断ち切るために、高校及び大学卒業を果たせるための支援を行うこと

〔教育の支援〕

- 給付型奨学金制度の創設
- 学校における学力の保障と自己肯定感を高める支援
- 学習支援を行う教員又は支援員、ボランティアの確保
- スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 就学援助制度の充実及び効果的な運用

〔生活の支援〕

- 支援が必要な子どもについて、スクリーニングによる早期発見と家庭訪問（アウトリーチ）などによる、就学前から卒業後までのつながる仕組みの構築
- 育児支援コーディネーターの全市町村への配置
- 母子生活支援施設の設置促進
- ひとり親家庭の公営住宅への優先入居の拡充
- 非行のある少年、中卒少年などへの居場所づくり、就労支援
- 子どもの居場所づくりのための児童館の設置及び活用など

〔保護者への就労支援〕

- ひとり親のニーズに応じた多様な支援メニューの提供とコーディネーターの育成

〔経済的支援〕

- 貧困家庭に対する「こども医療費助成事業」の現物給付

4 . 国及び沖縄県の関連施策

- ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（概要）（P11-14）
- 「子供の未来応援国民運動」について（P14）
- 子どもの貧困対策に係る事業例（P15）
- 沖縄振興特別推進交付金の分野別活用状況（P16）

ひとり親家庭・多子世帯等の自立応援の方向性

現状と課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
(昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯))
- これらの方の自立に向けて、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
 - ・ 安定した就労による自立の実現といった課題がある。

方向性

- こうした課題に対応するため、
自治体の窓口のワンストップ化の推進
子供の居場所づくり、子供やその家庭が抱える問題への対応
子供の学習支援や親の資格取得支援
などのサービスの充実を進めるとともに、**経済的支援についても、財源確保と併せてしっかりと検討**を進めていく。
- 今後、さらに具体的な内容の検討を進め、年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定する。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト (施策の方向性)

- ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、自治体のワンストップ窓口の整備、子どもの居場所づくり、児童扶養手当、子どもの学習支援や親の資格取得支援など、各種施策を組み合わせる効果的に支援
- 年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定する。

生活を応援

- ・ 子供の居場所づくり
学習支援や食事の提供も可能な居場所づくり
- ・ 児童扶養手当
- ・ 養育費の確保支援
離婚届書と同時に養育費の合意書
ひな形を交付

など

住まいを応援

公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 など

支援につながる

- 相談窓口のワンストップ化の推進
- ・ 窓口の愛称・ロゴマーク作成
 - ・ スマホで窓口検索
 - ・ 窓口で相談員が寄り添い型支援
 - ・ 集中相談体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の相談窓口との連携 など

学びを応援

- ・ 子供の学習支援の充実
高校中退防止や家庭訪問に係る取組の強化、中退者の支援、中学生・高校生等への学習支援 (地域未来塾・高校生未来塾 (仮称))
- ・ 教育費の負担軽減の推進
幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進
奨学金事業の充実
- ・ 子供やその家庭が抱える問題への対応
スクールソーシャルワーカーの活用 など

仕事を応援

- ・ 就職に有利な資格の取得支援
高等職業訓練促進給付金等
- ・ ひとり親全力サポートキャンペーンの展開
出張ハローワーク！
マザーズハローワークでの支援
雇い入れた企業への助成金など

社会全体で応援

「子供の未来応援国民運動」を展開 (支援情報ポータルサイトの開設、民間資金を核とした基金創設等)

施策の方向性

支援につながる

各事項について、今後、検討する

相談窓口のワンストップ化の推進

平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件とする。

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備する。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを公募により設定**する。
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホで検索できる**支援情報ポータルサイトの活用**により、**ひとり親支援の相談窓口への誘導を強化**する。
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施する。
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等**に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援する。
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上



支援情報ポータルサイト
【郵便番号を入力してください】
□□□-□□□□

施策の方向性

生活を応援

子供の居場所づくり

平成31年度までに、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する。

ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う。



ひとり親家庭の生活安定・自立促進

平成31年度までに弁護士による養育費相談をすべての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。
離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする。

- ひとり親家庭について、養育費の確保の支援を図るとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進の機能のあり方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源確保策と併せて、児童扶養手当の機能の充実について検討する。
- 養育費の相談支援の強化、パンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書との同時交付等の取組を行う。

【その他】

- 家事援助・保育サービスの充実
- ショートステイ・トワイライトステイの充実
- 母子生活支援施設の活用
- 児童家庭支援センターの活用
- 養育費確保支援（財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正）
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し（利率のあり方等）
- 生活福祉資金貸付制度の見直し（多子世帯等への教育支援資金等）



施策の方向性

学びを応援

平成31年度までに、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する。
平成31年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間3万人（実人数）に提供する。
可能な限り早期に「地域未来塾」を5,000中学校区で実施するとともに、平成28年度から新たに高校生対象の未来塾を実施する。
平成28年度に、ICTを活用した「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、当該プラットフォームによる取組を開始する。

子供の学習支援の充実

- ひとり親家庭の子供の高等学校卒業程度認定試験の合格支援を図る。
- 貧困の連鎖を防止するためには、生活困窮世帯等の子どもに学習支援を行うことが重要であり、その充実（高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進）を図る。
- 家庭での学習が困難で学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした、大学生や元教員など地域住民の協力による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援（高校生未来塾（仮称））を新たに実施する。
- 「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、上記の取組を含め、地域での子供の学習活動への積極的なICT活用を支援する。

教育費の負担軽減の推進

理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。
日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

- 幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進、フリースクール等で学ぶ子供への支援、高校生等奨学給付金事業の充実、大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）や大学等の授業料減免の充実等を通じ、ひとり親家庭をはじめとした低所得世帯や多子世帯への支援の更なる充実を図る。

子供やその家庭が抱える問題への対応

平成31年度末までに、スクールソーシャルワーカーを1万人（全中学校区に1人）配置する。

- 学校を子供の貧困対策のプラットフォームとして、福祉部局等の連携を図ることにより、子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。

【その他】○親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）

○学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援 ○学校給食実施率の向上 ○青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施 等

施策の方向性

仕事を応援

就職に有利な資格の取得支援

高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とする。

就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の機能の充実について検討する。



ひとり親全力サポートキャンペーンの展開

ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数を前年度以上とする。

- 毎年8月の児童扶養手当現況届時に、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施し、自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する。
- マザーズハローワークにおいて、ひとり親支援の体制整備を行う。
- ひとり親について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げる観点から、雇い入れた企業への助成の充実について検討する。

- 【その他】
- ひとり親が利用しやすい職業訓練の実施
 - 職業訓練におけるEラーニング等の活用の促進
 - ジョブ・カードを活用した支援等の強化



施策の方向性

住まいを応援

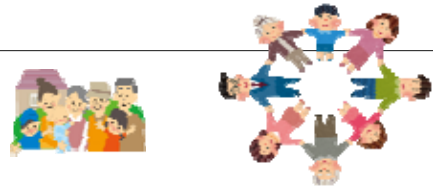
- 公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭やひとり親家庭の移住を促進する自治体に対する支援
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給



社会全体で応援

- 子供の未来応援国民運動の推進

支援情報の一元的な集約・提供、支援活動と支援ニーズのマッチング事業
地域における交流・連携事業の展開、民間資金を核とする基金創設（草の根で支援を行っている
NPO等に対して支援を行うに当たっては、民間資金による基金事業とともに、国としても、地方公共団体
の取組等への支援を検討） 等



「子供の未来応援国民運動」の推進

趣旨・目的

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならず、子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指す。

平成27年4月2日 総理及び関係各大臣をはじめ、官公民、様々な立場の方々が一堂に会した「発起人集会」を開催し、趣意書を採択。

国民運動事業の展開

- **支援情報の一元的な集約・提供**
・ 各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備
- **支援活動と支援ニーズのマッチング事業**
・ 企業・団体がやっている支援活動と地域における様々な支援ニーズとをマ
- **地域における交流・連携事業の展開**
・ 地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進
- **民間資金を核とする基金創設**
- **国民運動の推進主体となる事務局の設置**
・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に設置

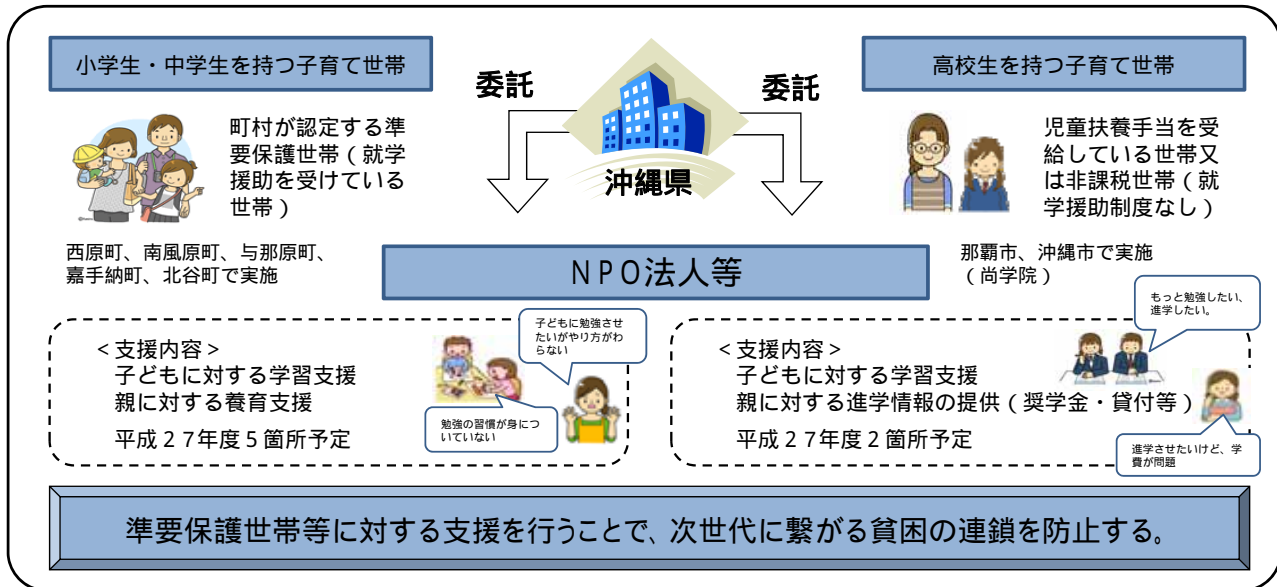


37 子育て総合支援モデル事業

事業期間：平成24年度～平成28年度
平成28年度当初予算額 102,204千円
(国庫額 81,763千円、補助率8/10)

〔事業目的〕

- 子育て世帯の世帯所得は、300万円未満の世帯が全国6.8%に対して沖縄県は27.8%と高く（母子家庭の割合は全国1位）、親の世代の貧困が子どもの教育格差等に繋がり、次の世代の貧困に広がる「貧困の連鎖」が指摘されている。
- そのため、準要保護世帯の子ども（小中学生）や児童扶養手当の受給世帯等の子ども（高校生）に対し学習支援を行うとともに、親に対する養育支援等を行い、家庭環境の支援の充実を図る。



沖縄県作成資料

No.41 ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業

・平成27年度当初事業費：26,400千円
（うち国費 21,120千円）
・事業期間：平成27年度～31年度

事業目的

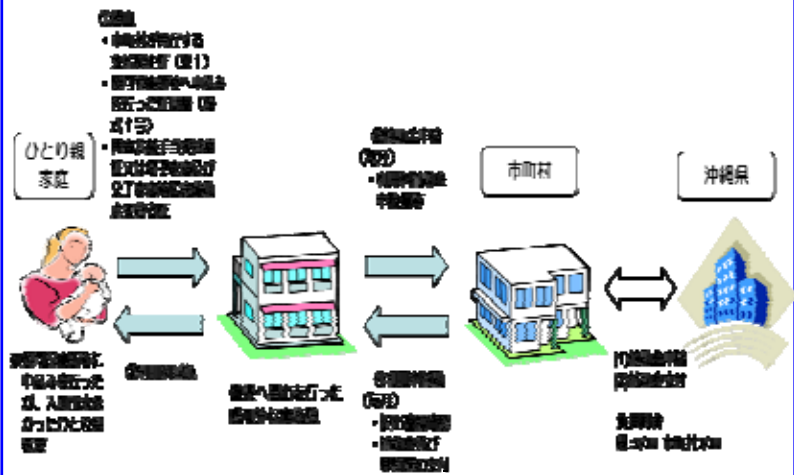
ひとり親家庭の認可外保育施設利用料の全部又は一部を軽減することにより、ひとり親家庭の生活の安定と就労の促進が図られ、その後の自立を促進するため当該事業を実施する。

事業内容

認可保育所に空きがない等の理由により子どもを認可外保育施設に入所させているひとり親家庭に対し、認可外保育施設がその利用料の全部又は一部を減免した場合において、当該施設へそのひとり親家庭の利用料減免相当額を補助する。

補助上限額：子ども一人あたり
月額26,000円

事業イメージ

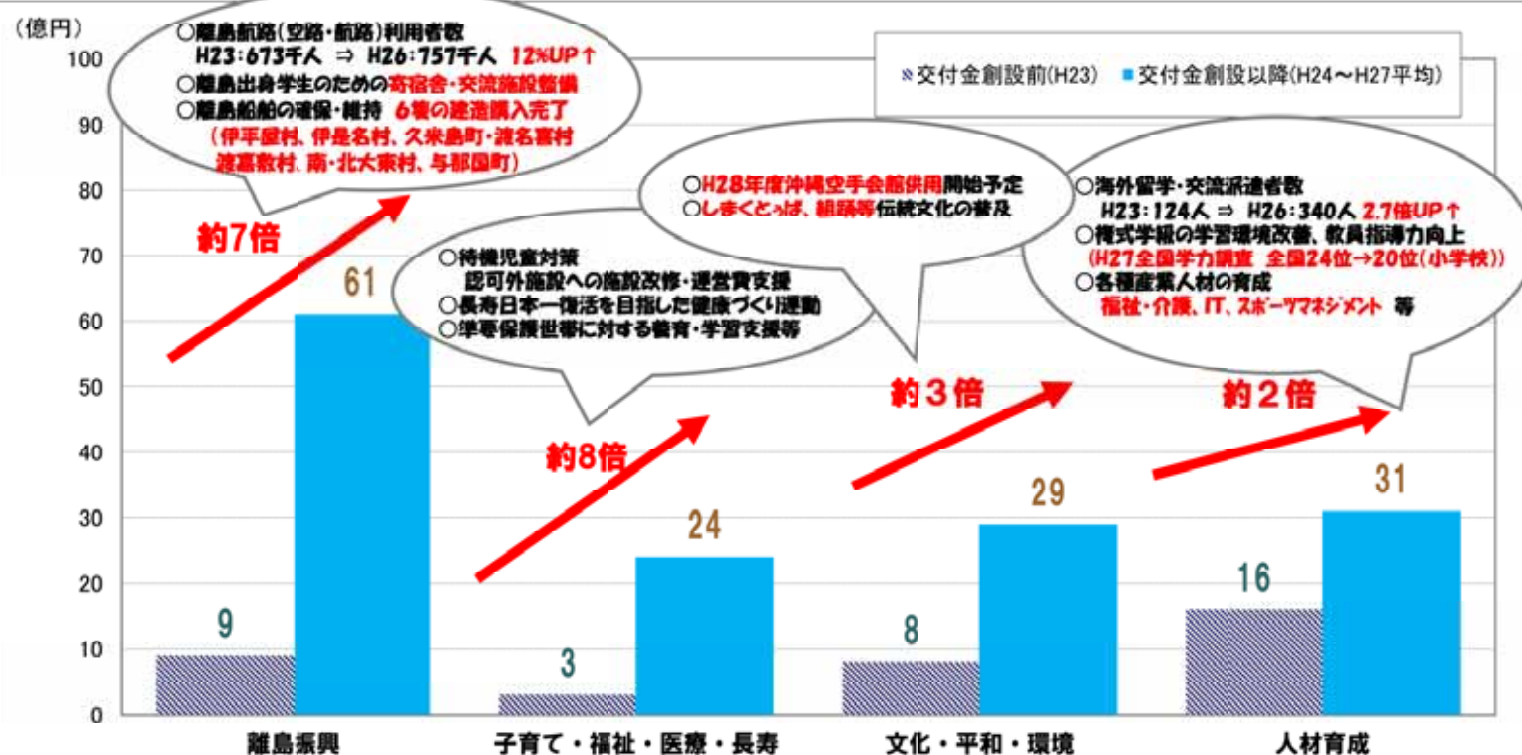


沖縄県作成資料

沖縄振興特別推進交付金分野別活用状況

【交付金活用事例】

従来の補助制度では対応が困難だった離島振興、子育て・福祉等の分野に積極的に活用



(注)平成23年度の各分野の金額については、内閣府沖縄振興予算の経常補助金を独自に区分したものとなっている。

5. 沖縄振興審議会における大臣及び知事の 発言

10月30日沖縄振興審議会における発言

(子どもの貧困関係)

○島尻大臣

今後の沖縄振興策を考える際には、残された課題にも目を向けることが大変重要です。特に、沖縄の将来を担う子供達の貧困は極めて深刻で、対策が急務であると考えます。

これまで、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて、政府が大綱を作成し、各都道府県が計画の策定を進めてきました。沖縄県においても計画の検討が行われていますが、全国最下位の県民所得に加え、ひとり親家庭が多いことなど、全国に比べて特に深刻な実情を踏まえた対策を講じる必要があります。

沖縄の子供達が夢と希望を持って成長していけるよう、子供の教育や貧困の問題についても、沖縄振興の一環として、県や市町村を始めとする関係者と連携し、心して取り組んでいきたいと思います。

○翁長知事

経済状況が力強さを増していく中で、雇用の質の向上や、子どもの貧困への対応など、新たに取り組むべき課題も生じてきており、一つ一つ丁寧に取り組んでいく必要があると考えております。

特に、(先ほど大臣もおっしゃられました)子どもの貧困対策につきましては、従来の施策に加え、沖縄県の実情に応じた新たな施策展開を図る必要があると考えており、先月とりまとめた「沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、子どもの貧困対策を総合的に推進することを盛り込んだほか、今年度中には「子どもの貧困対策計画」の策定を行いたいと考えております。

この問題につきましては、子どものライフステージに即した、学習、就労、生活支援など、切れ目のない対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。